

独立行政法人空港周辺整備機構中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を、以下のとおり定める。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(2) 人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(3) 業務運営の効率化

①代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

②共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

③事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。

④一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法

人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減すること。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ①騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。
- ②職員の資質を向上させること
- ③業務の成果を内部評価すること。
- ④契約関係事務については、一層の適正化を進めること。
- ⑤国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(2) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

- ①大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。
- ②大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。
- ③大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。
- ④大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。
- ⑤大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。
- ⑥福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な

圧縮など、適切な措置を構じること。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ①人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。
- ②国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。
- ③業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。